平成２３年（フ）第１２９４号
福岡市南区弥永団地41番304号
債務者　道下　伸也
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０４号
福岡県大野城市筒井１丁目６番36号ＴＫハイツ３号館202号
債務者　山田　良子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０５号
福岡市南区長丘２丁目12番１―402号
債務者　三好　伸幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１４号
福岡市城南区東油山１丁目９番21―103号
債務者　村本　祥司
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１７号
福岡市早良区野芥１丁目23番23―302号
債務者　前田　　修
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２２号
福岡市城南区南片江１丁目19番14号
債務者　中島　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２３号
福岡県古賀市中央５丁目21番７号
債務者　金子千太郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２８号
福岡市南区横手３丁目27番10号
債務者　岩崎　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３６号
福岡市東区西戸崎３丁目７番39号
債務者　坂口　新次
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４９号
福岡県糸島市志摩師吉167番地89
債務者　玉江　公一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５１号
福岡市南区弥永１丁目４番５号
債務者　田島　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６１号
福岡県筑紫野市岡田１丁目１番地４　アヴァンセ岡島202号
債務者　新保　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６７号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目25番12号エンブレス野中Ａ102号
債務者　松野　美佐
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７７号
福岡県春日市春日原北町５丁目50番地１ペガサス原正105号
債務者　楠原　清美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
福岡市城南区樋井川６丁目５番１―204号
債務者　村上　美香
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８３号
福岡県福津市中央１丁目16番６―212号
債務者　石川　文子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８６号
福岡市東区原田２丁目29番39―202号
債務者　馬場　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１０号
福岡市博多区元町２丁目６番１―803号
債務者　與那　俊和
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部